

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提出理由	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法の一部が改正され、知事から市町村長への権限移譲が行われたことにより、条例による移譲事務から削除する。</p>
由及び概要	<p>2 概要 対象となる事務が市町村の権能となったことにより、移譲事務から削除することとする。</p> <p>(1) 対象事務 地方自治法に基づく町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示</p> <p>(2) 移譲市町村 全市町村</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第9条の5第1項の規定による 新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 （2） 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第9条の5第1項の規定による 新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 （2） 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の4 略		1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 （2） 第260条第2項の規定による告示	各市町村
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）及び（2） 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）及び（2） 略	境港市及び日野郡の町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略	各町村	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略	各市町村
9の2 清化槽法（昭和58年法律第43	各市、岩	9の2 清化槽法（昭和58年法律第43	倉吉市、

	号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(16) 略	美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町	号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(16) 略	岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町
9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第28条第1項の規定による粉じん関係特定施設の設置の届出の受理 (2) 第28条第3項の規定による粉じん関係特定施設の構造等の変更の届出の受理 (3) 第29条第1項の規定による粉じん関係特定施設の届出の受理 (4) 第31条の規定による基準適合命令等 (5) 第32条第1項において準用する第22条の規定による氏名の変更等の届出の受理 (6) 第32条第1項において準用する第23条第3項の規定による地位の承継の届出の受理 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 第45条の2第1項及び第2項の規定による事故時の届出の受理 (17) 第45条の2第3項の規定による応急の措置の命令 (18) 略	略		9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略	略
18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務のうち、	各町村	18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務のうち、	各市町村	

次に掲げるもの (1)～(4) 略		次に掲げるもの (1)～(4) 略	
略		略	
24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	岩美郡岩美町及び西伯郡大山町	24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、米子市及び倉吉市
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） (7) 第50条の規定による報告の徴収（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡の町
24の5 略		24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略
24の6 略		24の6 略	
24の7 略		24の7 略	
略		24の8 略	
36 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者、土地区画整理組合及び町村が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(4) 略	各町村	36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	米子市、倉吉市、境港市及び各町村
37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略

38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子市 ち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で 次に掲げるもの (1)～(5) 略	米子市	38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子市 ち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で 次に掲げるもの (1)～(5) 略	米子市
39 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和41年法律第110号) 第38条第1項の規定による権利の設定等の承認	米子市	39 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理 (2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理 (3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理 (4) 第14条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理 (5) 第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 (6) 第19条の規定による是正のため必要な措置等の命令	米子市、倉吉市及び境港市
40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項（第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関との協議	各町村	39の2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第5条第1項の規定による施設の建設等の許可 (2) 第6条第1項の規定による施設の移転等の命令 (3) 第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告 (4) 第38条第1項の規定による権利の設定等の承認	米子市
40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項（第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）、第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議	各町村	39の3 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）第25条の規定による書面の交付	米子市
		40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項（第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）、第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議	米子市、倉吉市、境港市及び各町村

(4)～(11) 略		(4)～(11) 略	
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	米子市、倉吉市、境港市及び各町村
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、9の2の項、9の3の項及び24の3の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

条例名等	鳥取県市町村交付金条例の一部改正について
提出理由	1 提出理由 市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県から市町村に交付している交付金を継続することにより、市町村の自主的な行政運営に資するため、条例の失効期限を廃止する。
概要	2 概要 (1) 条例の失効期限を平成24年3月31日とする規定を削る。 (2) その他所要の規定の整備を行う。
施行期日	3 施行期日 公布の日
由及 び概 要	

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 略 (鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)	1 略 (鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)
2 略 (鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)	2 略 (鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)
3 略 (鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)	3 略 (鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)
4 略 (鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)	4 略 (鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)
5 略	5 略 <u>(この条例の失効)</u>
	6 <u>この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u> <u>(この条例の失効に伴う経過措置)</u>
	7 <u>この条例の失効の日前に交付された市町村交付金について、この条例及びこの条例に基づく規則の規定は、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について
提出理由	<p>1 提出理由 「この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨の検討規定に基づき、中山間地域を取り巻く環境の変化に対応し、中山間地域の振興に資するため、所要の改正を行うものである。</p>
理由及び概要	<p>2 概要 (1) 現行条例に特段の記載がないため、新たな項目として条例に追加し、推進を図る事項 ア) 「中山間地域振興の基本方針」として追加する事項 ・各地域の資源、特性を活かした振興の推進 ・様々な機能を組み合わせた複合的なサービス提供 イ) 「県の責務、市町村の役割」として追加する事項 ・地域づくりに取り組む人材の確保・育成 ウ) 「重点的に取り組む施策」として追加する事項 ・買い物の利便性の向上 ・コミュニティビジネス（※1）の創出・展開 ・地域に移住し、定住する者の増加 ・地域の再生可能エネルギー源の利活用 (2) 現行条例に一定の記述はあるが、新たなキーワードとして規定し、更なる強化を図る事項 ・県民等の活動に支えられた振興の推進 ・消防防災体制の強化 ・地域資源を活かしたニュータービズム（※2）の創出・展開 ・鳥獣による被害の防止、里山の整備 (3) その他の見直し事項 ・平成28年度末を目指とした見直し検討 ・その他所要の規定の整備を行う</p> <p>3 施行期日 施行期日は公布日とする。</p> <p>【参考】これまでの検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの条例及び施策の成果を総合的に検証し、条例の見直し及び次期対策について検討するため、平成23年4月に「次期中山間地域対策検討懇談会」を設置。 ・平成23年5月から11月までの間に、全体会2回、地域づくり部会及び安全・安心部会各4回開催。 ・11月に懇談会の検討結果を「次期中山間地域対策に関する検討結果報告書」として取りまとめ。 ・報告書の内容について広く県民のご意見をお聞きするため、平成23年12月12日から平成24年1月4日までパブリックコメントを実施。 <p>(※1) 「コミュニティビジネス」 県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業。</p> <p>(※2) 「ニュータービズム」 地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態。</p>

中山間地域振興条例の見直し(案)の概要

中山間振興・定住促進課

「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の見直しについて、次期中山間地域対策検討懇談会の検討結果をもとに、各部局、関係市町、各地区中山間地域振興協議会の意見、パブリックコメントの実施結果、県議会常任委員会との意見交換等を踏まえて、次のとおり見直しを行う。

1 現行条例に特段の記載がないため、新たな項目として条例に追加し、推進を図る事項

(1) 「中山間地域振興の基本方針」として追加する事項 【第3条】

○各地域の資源、特性を活かした振興の推進

文案)「中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。」

○様々な機能を組み合わせた複合的なサービス提供

文案)「中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。」

(2) 「県の責務、市町村の役割」として追加する事項 【第4、5条】

○地域づくりに取り組む人材の確保・育成

文案)「県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。」「市町村は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るよう努めるものとする。」

(3) 「重点的に取り組む施策」として追加する事項 【第7条】

○買い物の利便性の向上

文案)「住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。」

○コミュニティビジネスの創出・展開

文案)「住民が地域に住み続けることができるよう、また、地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。」

○地域に移住し、定住する者の増加

文案)「地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。」

○地域の再生可能エネルギー源の利活用

文案)「地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。」

2 現行条例に一定の記述はあるが、新たなキーワードとして規定し、更なる強化を図る事項

○県民等の活動に支えられた振興の推進(「県、市町村及び県民等の協働」の中で強化) 【第3条】

文案)「中山間地域の振興は、県民等の活動に支えられて推進されなければならない。」

○消防防災体制の強化(「地域の見守り・防犯活動の推進」の中で強化) 【第7条】

文案)「消防防災体制の強化を図ること。」

○地域資源を活かしたニューターリズムの創出・展開(「他地域との多様な交流の推進」の中で強化) 【第7条】

文案)「地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューターリズムの創出及び展開を図ること。」

○鳥獣による被害の防止、里山の整備(「公益的な機能の維持・強化」の中で強化) 【第7条】

文案)「鳥獣による被害の防止、里山の整備等に取り組むこと。」

3 その他の見直し事項

○平成28年度末を目指とした見直し検討 【附則】

文案)「知事は、平成28年度末を目指として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」110

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、<u>買い物困難地域の拡大</u>等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。</p>	<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、<u>情報通信環境整備の遅れ</u>等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 中山間地域の振興は、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。</p> <p>2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の<u>下に</u>、<u>県民等の活動に支えられて</u>推進されなければならない。</p> <p>3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。</p> <p>4 中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 中山間地域の振興は、<u>各地域の特性を踏まえ</u>、<u>住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ</u>推進されなければならない。</p> <p>2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の<u>下で</u>推進されなければならない。</p>

ばならない。

5 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境や買い物がしやすい環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。

6 略

7 略

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。

4 略

5 略

6 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進並びに消防防災体制の強化を図ること。

オ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。

カ 住民が地域に住み続けることができるよう、コミュニティビジネス（県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業をいう。以下同じ。）の創出及び展開を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地

3 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。

4 略

5 略

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地

に、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるよう、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

ウ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミニティビジネスの創出及び展開を図ること。

オ 地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開をはじめとして、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図るとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るもの

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

域づくりに参加し、及び協力することができるよう、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 第2号ア及びイの地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 名 等	財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について						
提 出 理 由	<p>1 提出理由 次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p>						
及 び 概 要	<p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">種 類</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所 在 地</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">土 地</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">鳥取市東品治町107番2ほか5筆</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2,013.20 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市東品治町106番地 鳥取バスターミナル株式会社</p> <p>(3) 貸付期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>(4) 貸付金額 バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付けに係る土地の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額</p> <p>(5) 理 由 バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20 平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20 平方メートル					

条例名等	公立大学法人鳥取環境大学中期目標の制定について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により法人の中期目標を定め、同条第3項により議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 県及び鳥取市は、県民の大学として11年間の成果と課題を踏まえ、新しい鳥取環境大学が県民の期待と負託に応え、自主性、自律性を發揮し、より魅力ある大学となるよう中期目標を定め、法人に指示する。 法人は、中期目標を確実に達成するために必要な指標、アクションプランを具体的に設定し、中期目標に従って着実かつ発展的な大学運営を行うことを求める。 併せて、大学が真に県民に支持される大学となるよう、県及び鳥取市は運営の状況を常に注視し、適切な指導・関与を継続して実施する。</p>						
Ⅰ 基本的な目標	<p>『人と社会と自然との共生』を実現していくため、豊かな人間性にあふれ、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成する。また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人ととのつながりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れた、地域とつながり地域を担う人材、世界に羽ばたく人材を育成する。</p>						
Ⅱ 中期目標の期間	<p>(1) 中期目標の期間 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間</p> <p>(2) 教育、研究の基本組織</p> <table border="1"> <tr> <td>学部、大学院研究科</td><td>人間形成教育センター、環境学部環境学科、経営学部経営学科、環境情報学部4学科、環境情報学研究科</td></tr> <tr> <td>研究所等</td><td>サステイナビリティ研究所、地域イノベーション研究センター</td></tr> <tr> <td>附属機関</td><td>情報メディアセンター</td></tr> </table>	学部、大学院研究科	人間形成教育センター、環境学部環境学科、経営学部経営学科、環境情報学部4学科、環境情報学研究科	研究所等	サステイナビリティ研究所、地域イノベーション研究センター	附属機関	情報メディアセンター
学部、大学院研究科	人間形成教育センター、環境学部環境学科、経営学部経営学科、環境情報学部4学科、環境情報学研究科						
研究所等	サステイナビリティ研究所、地域イノベーション研究センター						
附属機関	情報メディアセンター						
Ⅲ 大学の教育等の質の向上に関する目標	<p>(1) 教育に関する目標 自然環境と経営とともに理解し地域の核となるとともに、世界を舞台に活躍できる実践的能力を有した人材を育成する。併せて鳥取環境大学発の「環境学」「経営学」を創設するなど山陰の知の拠点としてその存在を大きく情報発信する。</p> <table border="1"> <tr> <td>充実した人間形成教育の実施</td><td>コミュニケーション能力が高く、実践力の高い人材を育成する。</td></tr> <tr> <td>新設の環境学部の目的</td><td>「持続可能な地域社会づくりのための具体的提案・実践ができる人材の育成」を目指し、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身につけた人材を育成する。</td></tr> <tr> <td>新設の経営学部の目的</td><td>「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、社会において持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に実行・企画できる幅広い知見と実践力を持つ人材を育成する。</td></tr> </table>	充実した人間形成教育の実施	コミュニケーション能力が高く、実践力の高い人材を育成する。	新設の環境学部の目的	「持続可能な地域社会づくりのための具体的提案・実践ができる人材の育成」を目指し、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身につけた人材を育成する。	新設の経営学部の目的	「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、社会において持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に実行・企画できる幅広い知見と実践力を持つ人材を育成する。
充実した人間形成教育の実施	コミュニケーション能力が高く、実践力の高い人材を育成する。						
新設の環境学部の目的	「持続可能な地域社会づくりのための具体的提案・実践ができる人材の育成」を目指し、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身につけた人材を育成する。						
新設の経営学部の目的	「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、社会において持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に実行・企画できる幅広い知見と実践力を持つ人材を育成する。						

- ①教育内容等
 - ・入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を明確化する。
 - ・新たに取り組む経営分野と、今までの成果を活かした環境分野において、新たな知見に基づく大学院の改革策を講じる。
 - ・国際化に対応し国際社会で活躍できる人材を育成する。
 - ②教育の実施体制
 - ・効果的、効率的な教育研究活動を推進するための人事制度を構築し、教員評価制度及び任期制を導入するとともに、教員の資質向上を図るための取組を実施する。
 - ③教育の質の改善及び向上
 - ・教育課程、学部構成、教育・研究組織等について、時代の変化や社会の要請に対応するため常に見直し、点検を行う。
 - ・地域の企業、団体等のノウハウを教育に活かし、フィールドワークを重視した実践的な教育を展開する。
 - ・T O R Cで培ってきた地域活性化の調査研究手法等を学生教育に提供し活用する。
 - ④教育環境の整備
 - ・学習環境の整備、図書等資料の充実を図る。
 - ⑤就職支援
 - ・キャリア教育方針を明確化して体系的な就職指導を実施するなど、学生の就職活動支援を充実し、高い就職率の維持を図る。
 - ⑥学生支援
 - ・学生の学習活動や生活の支援と相談体制の充実を図る。
 - ・留学生の拡大と交流窓口の設置など国際交流に関するサポート体制の強化を図る。
- (2) 研究に関する目標
- ・研究水準の向上を図り、持続可能な循環型社会の形成等に向けた世の中に役立つ具体的な取組を展開する。
 - ・競争的外部資金の獲得を図り、研究活動の促進を図る。
- (3) 社会貢献・地域貢献に関する目標
- ① 地域社会との連携
 - ・T O R Cの研究成果等を継承発展し、地域活性化を担う人材の育成に取り組む。
 - ・地域社会のニーズに対応した公開講座の実施や西部サテライトキャンパスの効果的活用策を講じ、県内全域にわたり地域貢献活動の取組を推進する。
 - ② 地域の学校との連携
 - ・県内全域の小中学校、高校との連携を強化し「学びの場」として活用されるよう大学施設を積極的に提供する。
 - ③ 国際交流
 - ・海外大学との連携をスムーズに展開するための施設・体制を整備する。
 - ・積極的な留学生の派遣や受け入れに取り組み、交流が進行するための環境整備を行う。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- (1) 経営体制に関する目標
- ・常に危機感を持ちながら、学生や地域のニーズをくみ取り、機動的で積極的、かつ安定的で持続可能な大学経営を行うための体制を整備する。
 - ・理事長のもと教職員が一致団結して継続的に経営改善に取り組む体制を構築する。
- (2) 地域に開かれた大学づくりに関する目標
- ・大学活動の積極的な周知を行い、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう積極的な県民全体のニーズのくみ取りと適切な対応を行う。
 - ・外部との迅速かつ円滑な意思疎通を図り、大学運営に参画する外部有識者の知見を的確に取り入れるなど連携活動を効果的に実施する。
- (3) 事務局の組織・人事制度と人材育成に関する目標
- ・職員の資質向上のため研修への参加促進などS D(スタッフ・デベロップメント)を充実する。
 - ・人事評価制度を本格導入し、職員の意欲や熱意を高める。

(4) 大学運営の効率化・合理化に関する目標

- ・限られた財政、人的資源での効率的運営ができる体制を整備する。
- ・質が高く効率的でスリムな教職員体制を目指し、点検・見直しを行う。

V 安定的な経営確保・財務内容の改善に関する目標

(1) 安定的な経営確保に関する目標

- ・収入の拡大策を検討し、無駄な支出の抑制に務め、経営の安定化を実現する。
- ・地方交付税の範囲内での運営を実現し、県民の負担を最小とする経営を行う。

(2) 志願者確保に関する目標

- ・安定的大学運営に志願者確保は必須であり、志願者拡大のための具体的戦略を構築し、志願者確保に向けた取組を全学を挙げて実施する。
- ・入試のあり方について常に点検し、改善を行う。併せて、受験生等のニーズを踏まえ定員の適正なあり方を検討する。

(3) 自己財源の増加に関する目標

- ・学生納付金は、他大学や社会情勢等を勘案して額を設定する。
- ・競争的外部資金の獲得など明確な数値目標を掲げ、積極的な申請を推進する。
- ・徹底したコスト削減と自己財源の充実により自己財源比率の増加を図る。

(4) 経費の抑制に関する目標

- ・環境に配慮した大学として、省エネルギー、省資源化への具体的取組方針を示し、実践する。
- ・経営上の課題の把握と対策に取組み、特に全学年定員が充足するまでの間の経費削減については、最大限の努力を行う。

(5) 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・適正な施設整備及び適切な維持管理を図るとともに、積極的な施設の地域開放を行う。

VI 点検・評価・情報公開に関する目標

(1) チェック体制・設置者による評価に関する目標

- ・新生公立鳥取環境大学運営協議会を通じて設置者による指導・監督を行うとともに、大学運営全般について毎年度評価委員会による評価を受け、その結果を業務改善に活用する。

(2) 自己点検に関する目標

- ・学校教育法に基づく自己点検を行い、公表する。また、7年ごとに受けた第三者評価を平成25年度に実施したのち、さらに、学部が完成する平成27年度以降も早期に第三者評価を実施し大学改革の効果を検証する。

(3) 中間評価に関する目標

- ・3年ごとの中間評価を実施、公表するとともに、その結果明らかとなった課題・問題点を速やかに改善するアクションプランを策定する。

(4) 情報公開と広報活動に関する目標

- ・環境分野における先進的な大学としての存在意義を示し、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供を行う。とりわけ法定公開項目の積極的な広報、公開を展開する。
- ・広報体制を強化し、全国の高校や社会に向けた実効的な広報戦略を展開する。

VII その他業務運営に関する重要事項に関する目標

(1) コンプライアンス（法令遵守）に関する目標

- ・県民の信頼を損なわないよう、教職員及び学生の意識向上を図り、コンプライアンス推進体制を構築する。

(2) 人権に関する目標

- ・教職員と学生の人権意識向上のため具体的な方策を定め、相談体制の拡充などの積極的な取組を行う。

(3)施設設備の整備活用等に関する目標

- ・エネルギー使用の効率化やユニバーサルデザインなど環境や利用者へ配慮した計画的で積極的な整備を行う。

(4)安全管理に関する目標

- ・情報セキュリティ等に関する具体的な方針を整備する。

(5)目標達成の取組

- ・目標を達成するための取組や中間的な目標値などを中期計画・年度計画に盛り込み、その達成状況について積極的に公開し、県・市と協働して中期目標の段階的かつ着実な進捗を図る。

<中期目標期間内に達成すべき目標・目指すべき目標>（抜粋）

○教育・研究に関する目標

就職率	100%を目標としつつ、中期目標期間内に就職状況調査大学平均以上（平成22年度91.1%）を達成（特に県内企業への就職率の向上に重点的に取組み、県内企業への就職希望者の県内企業就職率の向上を推進する）
E CO検定受検	学生全員の受検を目指し、中期目標期間内に300人の検定取得を達成
環境に関する国際会議、シンポジウム等	毎年度実施
競争的外部資金の申請	全教員が申請に関わり、同規模（教員数）公立大の平均新規申請数21件以上を達成
公開講座の開催回数等	毎年24回以上を実施し、中期目標期間内に年間1000人の受講者数を達成
TOEICスコア	中期目標期間内に600点以上、年間30人以上を目指す
留学経験	留学経験学生を中期目標期間内で150人を目指す

○経営・組織に関する目標

入学定員充足率	100%達成
黒字化	運営費交付金は地方交付税算入試算額以内とし、中期目標期間内の早期に黒字化を達成し、それを維持する
・収入額	新学部完成前：H24 年間5.5億円以上を達成 H25 年間6億円以上を達成 H26 年間6.5億円以上を達成 新学部完成後：H27～29 年間7億円以上を達成
・自己財源比率	新学部が完成する平成27年度以降、50%以上を目指す（中四国公立大学平均43.9%）
・経常的支出に占める人件費の割合	65%以内を目指す（中四国公立大学平均63.5%）
志願倍率	毎年度2倍以上を達成し、中期目標期間内に5倍（H23年度国公立大学平均値）以上への到達を目指す

○その他の目標

公開項目の公開度	ホームページ上で、学校教育法に定める公開項目の公開度を向上
CO ₂ 排出削減量	平成17年度（1,385.4t）を基準として、中期目標期間内に5%削減を目指す

【参考資料】

〔公立化後の経営試算〕

(単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入…(A)	590	650	705	714	719	713
支出…(B)	1,491	1,415	1,404	1,394	1,604	1,573
経常的経費等	1,362	1,369	1,382	1,394	1,384	1,373
施設改修等臨時の経費	129	46	22	0	220	200
収支差額(B-A)…(C)	901	765	699	680	885	860
収支均衡のために必要な運営費交付金見込額…(D) ※H24については実交付予定額	858	765	699	680	885	860
差額(D-C)	※ ▲43	0	0	0	0	0

※差額で生じる不足額については、旧大学からの引継ぎ資産で対応

旧大学からの引継ぎ資産	1,293	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
TORCの統合による寄付金 (大学内基金)	416	362	308	254	216	186	164
地方交付税算入試算額		886	951	995	984	971	962

※第6回新生公立鳥取環境大学設立協議会(平成23年8月)で公表した数値を精査し、さらにTORCの統合による収支を加えた全体の見込み数値

〔試算の前提条件〕

- ・志願倍率 : 2倍
- ・定員充足率 : 100%(H24~H26の期間は、公立化前に入学した学年は未充足にあるので、完全充足の1,104人以下となっている)
- ・交付税単価 : 暫定的に県と市の単価の中間値で試算し、さらに過去5年間の減額率の平均値(約2%)で毎年減少
※県単価で試算した場合は、地方交付税算入試算額が増額(約9%)となる

〔自己財源比率見込み〕

(単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入…(A)	590	650	705	714	719	713
経常的経費等…(B)	1,362	1,369	1,382	1,394	1,384	1,373
自己財源比率(A/B)	43.3%	47.5%	51.0%	51.2%	52.0%	51.9%

公立大学法人鳥取環境大学中期目標（案）

鳥取環境大学は、受験者及び入学者の減少により学校法人での経営が困難となった状況に鑑み、県議会、市議会での多岐にわたる議論を経て、教育内容の改革、新たな魅力づくり及び運営体制の改革を柱とする総合的な大学改革を行い、公立大学法人として新たに生まれ変わるものである。

鳥取環境大学は、環境の世紀といわれる21世紀のはじまりとともに産声を上げたが、いま日本は、環境・エネルギー問題について憂慮すべき状況となっており、環境への配慮をしつつ持続可能な成長を図っていくことがさらに強く求められている。こうした状況の中、“環境”を大学名に掲げる鳥取環境大学が果たしうる役割も、さらに大きくなりつつある。

このような時代背景のもと、設置者である鳥取県及び鳥取市は、県民の大学として開学後11年間の成果と課題を踏まえ、新しい鳥取環境大学が県民の期待と負託に応え、自主性、自律性を發揮し、より魅力ある大学となるようこの中期目標を定め、法人に指示するものである。

法人においては、中期目標を確実に達成するために必要な指標、アクションプランを具体的に設定し、中期目標に従って着実かつ発展的な大学運営を行うことを求める。

併せて、鳥取環境大学が公立化を契機に拡大・発展し、眞に県民に支持される大学となるよう、鳥取県及び鳥取市は運営の状況を常に注視し、適切な指導・関与を継続して実施する。

I 基本的な目標

鳥取環境大学は、『人と社会と自然との共生』を実現していくため、豊かな人間性にあふれ、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成する。また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人と人とのつながりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れた、地域とつながり、地域を担う人材、世界に羽ばたく人材を育成する。

II 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。

2 教育、研究の基本組織

[学部及び大学院]

学部	人間形成教育センター	
環境学部	環境学科	
経営学部	経営学科	
環境情報学部	環境政策経営学科、環境マネジメント学科、建築・環境デザイン学科、情報システム学科	
大学院研究科	環境情報学研究科	

[研究所等]

サステイナビリティ研究所
地域イノベーション研究センター

[附属機関]

情報メディアセンター

Ⅲ 大学の教育等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

これまで目覚ましく発展した人類の経済活動は、豊かさと便利さの見返りに種々の地球環境問題を負うこととなった。近年、人々の環境への関心は高まり、企業はどうすれば社会に役立つ存在として生き延びていけるかを考えなければならなくなり、環境への取組を経営の最重要課題の一つとして位置付け、事業活動と調和させた環境活動を推進する必要がある。

鳥取環境大学では、自然環境保全と人間の経済活動とのバランスを考えた持続可能な社会の構築を目指し、公立大学法人化に合わせ、新たに設置した環境学部と経営学部の目的を果たし、自然環境と経営とともに理解し地域の核となるとともに、世界を舞台に活躍できる、実践的な能力を有した人材を育成する。

併せて、日本初の環境系大学として積み上げてきた蓄積を活かした大学発の「環境学」、また、山陰初の経営学部として大学発の「経営学」を創設するなど、山陰の知の拠点としてその存在を大きく情報発信する。

【充実した人間形成教育の実施】

「人と社会と自然との共生」という鳥取環境大学の基本理念に沿い、豊かな人間性を保ちつつ環境問題の基礎知識を学び、自ら行動するマインドを育てるとともに、コミュニケーション能力が高く、実践力の高い人材を育成する。

【新設の環境学部の目的】

「持続可能な地域社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」を目指し、環境問題を地域と関わりながら取り組む授業やグローバルな視点を養う教育を通して、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身につけた人材を育成する。また、教職課程（中学・高校理科教諭）を設け、環境問題に関する基本的理解を持った理科教員を養成する。

【総合力の高い環境人材の育成】

地球環境から生活環境まで幅広い視点から、持続可能な社会を支える文化・技術を学び、新しい価値を創造できる力を身につける。

【鳥取の環境を活かした実践的学習】

様々な環境変化に直面する農林水産業のあり方を学びながら、今後のビジネスモデルや経営施策など、新たな価値創造を考察する。また、地域の有用な資源の開発・保全・利用を目指し、地域活性化の新しい考え方などを学ぶ。さらに、人間や企業が受ける「自然の恵み」の経済的な価値を把握し、自然環境保全について理論的に考察するとともに、豊かな自然環境である鳥取県の利点を活かし、フィールドでの調査・実践を通して、環境の仕組みを深く理解する。

【循環型社会を実現できる人材の育成】

全国的にも例の少ない廃棄物系関連科目を充実させ、廃棄物の排出抑制やリサイクル、適正処理など循環型社会を支える方策を学ぶ。また、バイオマスの有効利用による循環型社会の形成などを学び、バイオマス資源の生産から利活用を通じた地域コミュニティのあり方を考察する。

【理想的な居住環境の創造に寄与できる人材の育成】

身近な居住環境の研究に特化して、環境負荷を低減するための自然素材や地域風土などの理解を深める。

【新設の経営学部の目的】

「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、社会において持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に企画・実行できる幅広い知見と実践力を持つ人材を育成する。特に、地域の担い手として、地域産業の発展や地域社会の課題解決に寄与できる人材、北東アジア交

易の現場で活躍できる人材を育成する。

[海外で活躍できる人材の育成]

中国・韓国及びロシアとの経済交流や企業間連携を促進するための現状と課題を理解し、実務に活用できる力を身につけ、北東アジア諸国の企業等との交渉で対等な力を發揮し、安全かつ効率的にビジネスを行うための実務的な学習を行う。

[地域経営の担い手を養成]

地域資源を活かし、基幹産業である農業、観光などをビジネスや地域活性化につなげるための方策を考察し、地域との関わりを学び、身近な地域の活性化や新たな地域特有ビジネスを具現化できる人材の育成に取り組む。

[経営の基礎を身につけた即戦力人材を育成]

企業の競争力強化や高付加価値化などに貢献できる、経営マネジメント能力を有する人材の育成に取り組み、企業経営に直接活かすことのできる実学を学びながら、経営学全般の基礎をしっかりと習得する。

[経営に活用できる情報技術の習得]

情報技術を企業経営に活かすことに重点を置き、情報企画やシステム運用などに応用できる高度な実践能力を身につける。

(1) 教育内容等に関する目標

- ① 入学志願者、保護者、地域等の要望を踏まえた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確化し、社会人や留学生を含めた学習意欲ある学生の受入れを行う。
- ② 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明確化し、それに合致したカリキュラムを編成することにより、幅広い教養を身につけ、社会に対応できる能力の養成を図る。
- ③ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明確化し、それに合致した教育の到達目標及び成績評価基準を設定することにより、より高水準の知識習得に向けた学生の自己研さんを図る。
- ④ 社会に役立つ人間として心豊かに力強く生きていく能力を培うため、幅広い知識と基礎学力を身につけ、問題発見から解決策を導き出す能力を身につけるなど、社会で必要な基礎力を実践的に学ぶ体系を整備する。
- ⑤ 学部学科改編により新たに取り組む経営分野と、今までの成果を十分に活かした環境分野における研究のより一層の深化を推進するなど、新たな知見に基づく大学院の改革策を講じ、常に充実した活動のある研究・教育活動がなされる環境整備を図り、社会に貢献する人材や研究者を育成する。
- ⑥ 高等学校との十分な連携のもと、双方に有用な情報共有の促進を行い、大学入学予定者の基礎学力向上対策や高校の英語教育に資する取組などの実践的かつ体系的な教育の実施等を推進する。
- ⑦ 國際化に対応し、北東アジアを中心とする海外との交流を円滑に行える語学力やコミュニケーション能力を養うとともに、異文化に対する理解を深め、国際社会で活躍できる人材を育成する。とりわけ、英語、北東アジア各国の語学教育を充実し、語学に関する資格取得も支援する。
- ⑧ 常に、受験生、保護者等の教育内容に関する意識、期待等を正確に調査・確認するとともに、学内の状況を適切に伝えることのできる仕組みを構築し、学生確保のための継続的かつ適切な見直しを行う。

達成すべき数値目標等

- ・ TOEICスコア … 中期目標期間内に 600 点以上、年間 30 人以上を目指す。

(2) 教育の実施体制に関する目標

- ① 教育・研究活動を効果的かつ効率的に推進するための柔軟で弾力的な人事制度を構築し、実情に即した必要な見直しを行うことにより、常に優秀な人材を確保・活用し続け、教育の質的向上を図る。
- ② 教員の意欲を向上させ、教育・研究活動の活性化が図られるよう、教員評価制度及び任期制を導入するとともに、教員の資質向上を図るために F D (ファカルティ・ディベロップメント) の充実等の

具体的な取組を実施し、多彩で有能な教員養成を行う。さらに、優れた教育実績・研究実績をあげた場合には、正当に評価される仕組みを整備する。

(3) 教育の質の改善及び向上に関する目標

- ① 教育課程、学部構成について絶えず点検を行うとともに、学生による授業評価制度などの活用により、カリキュラム・ポリシーに合致した授業内容となっているかどうかの見直しや、時代の変化に適合した見直しを行い、継続的に教育内容の質的向上に取り組む。
- ② 教育・研究活動の進展及び社会の要請等に対応していくため、教育・研究組織の必要に応じた適切な見直しを行う。
- ③ 全学年で学部が完成する平成27年度を目指し、教育目的の達成の状況の確認と、教育内容の継続的な見直しを行う。
- ④ 学習効果を高め、学生の理解度を深めるための継続的な教育方法の改善に取り組む。
- ⑤ 地域の企業、各種団体、地元の人々等の優れたノウハウを教育に活かす仕組みを構築するとともに、フィールドワーク等を重視した実社会に役立つ実践的な教育を展開する。また、その内容や効果等については、学生、保護者、企業等の声を十分に把握して、点検を行う。
- ⑥ 財団法人とつり地域連携・総合研究センター（以下「TORC」という。）で培われた地域活性化のノウハウや調査研究手法を、学生教育へ提供し、活用する。

(4) 教育環境の整備に関する目標

学生が学習に打ち込める効果的な方策を講じ、山陰初の経営学部がこの地域における経営学の研究拠点となるなど、学習環境の整備や図書等資料の充実を図る。

(5) 就職支援に関する目標

- ① 卒業後の出口を見据えたキャリア教育がなされるための方針を明確化し、インターンシップ回数等の具体的な数値目標を掲げるとともに、キャリア科目の充実、体系的な就職指導の実施や就職に有利となる資格取得の促進をするための学内を挙げた体制を整備するなど、学生の就職活動支援を充実し、高い就職率の維持を図る。

達成すべき数値目標等

- ・就職率 … 100%を目標としつつ、中期目標期間内に就職状況調査大学平均以上（H22年度91.1%）を達成（特に県内企業への就職率の向上に重点的に取り組み、県内企業への就職希望者の県内企業就職率の向上を推進する。）

- ② 環境意識の高い人材を輩出するため、大学独自の環境に関する認定資格制度を創設するとともに、環境に関する資格取得を促進する。

達成すべき数値目標等

- ・ECO検定受検 … 学生全員の受検を目指し、中期目標期間内に300人の検定取得を達成

(6) 学生支援に関する目標

- ① 学生の自主的な学習活動や課外活動の支援と、相談体制の充実を図る。
- ② 学生生活を送るために必要な最新の情報を常に収集し、適切に伝えられる仕組みの構築を図る。
- ③ 充実したキャンパスライフを提供するため、学生満足度を適切に把握・検証し、高めるための効果的な策を講じ、快適な環境整備やアメニティの向上を図る。
- ④ 家庭の経済環境の厳しい学生に対する奨学制度などの経済的支援の充実を図る。
- ⑤ 留学生の拡大と、留学支援制度の検討や国際交流窓口の設置など国際交流に関するサポート体制の強化を図る。

達成すべき数値目標等

- ・退学率（※） … 公立化前最小値9.1%以下を目指す。
(※退学率は、入学者のうち4年間で卒業を待たずに退学した学生の割合)
- ・留学経験 … 留学経験学生を中期目標期間内で150人を目指す。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

サステイナビリティ研究所等での先進的な研究を更に継続・発展させ、持続可能な循環型社会の形成等に向けた世の中に役立つ具体的な取組を展開する。また、大学全体の研究水準の向上を図るため、共同研究等の実施件数などについて明確な数値目標を掲げ、それを達成するための取組を推進し、共同研究等の積極的な実施を図る。

達成すべき数値目標等

- ・環境に関する国際会議、シンポジウム等 … 毎年度実施

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究活動の活発化を図るため、競争的外部資金の獲得などについて、明確な数値目標を掲げ、教員による研究費の申請を促し、研究活動の促進を図る。また、活発で積極的な申請を実現するため、事務的なサポート体制を構築し、申請数の拡大と質の向上を図る。

達成すべき数値目標等

- ・競争的外部資金の申請 … 全教員が申請に関わり、同規模（教員数）公立大の平均新規申請数21件以上を達成
- ・競争的外部資金の採択率 … 近県公立大学平均35.3%（H22）以上の採択率（継続課題を含む。）を目指す。

3 社会貢献・地域貢献に関する目標

(1) 地域社会との連携に関する目標

- ① TORCの研究成果等を継承・発展し、地域経営に関する研究の充実・拡大と、地元の良さを引き出し、例えば地域の伝統産業の発展に寄与するなど、地域活性化を担う人材の育成に取り組む。
- ② 各種の連携活動や公開講座などの地域社会に対する大学の教育・研究成果の還元に積極的に取り組み、かつ、大学の目的に合致し、地域社会のニーズに的確に応えられる内容となるよう、十分な企画・検討を行う。
- ③ 地域社会と大学との連携を密にし、全県民に信頼される大学となることを目指し、各種連携活動等をスムーズに開始・展開するための窓口機能を強化するとともに、図書館の住民への更なる利用促進策や西部サテライトキャンパス等の効果的な活用策を講じるなど、県内全域にわたり地域貢献活動への取組を推進する。

達成すべき数値目標等

- ・公開講座等の開催回数等 … 毎年24回以上を実施し、中期目標期間内に年間1,000人の受講者数を達成
- ・地域活性化・地域貢献に関する研究 … 研究テーマ数、成果の発表回数を公立化前（12テーマ、7回発表）及びTORC時（11テーマ、2回発表）より拡大

(2) 地域の学校との連携に関する目標

県内全域の小中学校、高校との連携を強化し、子どもたちの知的好奇心を高める「学びの場」として活用されるよう、独創的な研究成果や英語村等の大学施設を積極的に提供する。とりわけ、英語村などの施設については、県内の児童・生徒が活用し、県内教育のバックアップ的機能を果たせるよう充実を図る。

達成すべき数値目標等

- ・小中学校、高校への出前授業回数 … 18回（H22）以上の実施
- ・小中学校、高校の公式行事としての利用回数 … 21回（H21）以上での推移を目指す。

(3) 国際交流に関する目標

- ① 海外大学との連携をスムーズに展開するための施設・体制を整備し、大学相互間での教育・研究の進歩・発展がなされる交流となるための取組を推進する。
- ② 留学機会を提供するための方策を講じ、積極的な留学生の派遣や受入れに取り組むとともに、交流が友好的かつ効果的に進行するための施設設備を含めた環境整備を行う。
- ③ 県内外の国際交流に関する団体等との連携をスムーズに開始・展開するための窓口機能を強化し、大学の国際化を図る取組を推進する。

達成すべき数値目標等

- ・海外大学との学生交流・文化交流 … 学生数31人、交流回数7回（H22）以上の推移を目指す。
- ・海外大学との教員交流・学術交流 … 連携大学数3校（H23）を増加し、中期目標期間内に共同研究を実施

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標

開学後11年間の課題を踏まえながら新生大学として自立し、柔軟かつ機動的な特性を備えた公立大学として、持続的な経営の実現を図る。

1 経営体制に関する目標

これまでの定員割れが続き厳しい経営状況に陥った原因を十分に踏まえ、健全かつ強固なガバナンスを構築することが、将来にわたって安定的で持続可能な大学経営を行うために不可欠である。

このため、常に危機感を持ちながら、学生や地域のニーズをくみ取り、機動的で積極的な運営が可能となる体制を整備し、理事長（学長）がリーダーシップを十分に発揮した経営を行う。

さらに、理事長（学長）のもとで、県民の意見を十分把握し、外部の有益な意見を積極的に取り入れ、教職員が一致団結して、継続的に大学の経営改善に取り組む体制を構築する。

達成すべき数値目標等

- ・全学的な大学行事への参画率 … オープンキャンパス等の教職員参加率80%以上を目指す。

2 地域に開かれた大学づくりに関する目標

(1) 大学の教育・研究や社会貢献による実績・成果、また業務運営の状況等に関する大学活動の積極的な周知を行うとともに、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、積極的な広聴活動等による県民全体のニーズのくみ取りと適切な対応を行う。

(2) 外部との迅速かつ円滑な意思疎通を図り、十分な調整機能が果たされるための具体的な策を講じ、

大学運営に参画する外部有識者等の優れた知見を的確に取り入れるなど、連携活動を効果的に実施する。

達成すべき数値目標等

- ・高校、保護者との意見交換 … 意見交換会の創設と毎年度実施
 - ・大学活動に関するアンケート実施 … 県民からのアンケートを定期的実施

3 事務局の組織・人事制度と人材育成に関する目標

- (1) 職員の資質向上を図るため、研修への参加促進や研修内容の改善などによるSD（スタッフ・ディベロップメント）の充実、また他大学や他機関等との人事交流などの具体的な取組を実施し、多彩で有能な職員養成を行う。

(2) 人事評価制度を本格導入し、職員の意欲や熱意を高めるとともに、公立大学の職員としての自覚を喚起する人事を行う。

4 大学運営の効率化・合理化に関する目標

限られた財政、人的資源で効率的に大学運営が行える体制を整備し、常に点検・見直しがなされるための具体的な策を講じ、効率的、合理的な業務運営を図る。

教員、職員の定員規模についても、質の高い教育環境の維持を担保しつつ、効率的な運営が図れるスリムで合理的な体制を目指し、点検・見直しを行う。

V 安定的な経営確保・財務内容の改善に関する目標

1 安定的な経営確保に関する目標

- (1) 収入の拡大策を常に検討し、無駄な支出の抑制に努め、経営の安定化を実現する。

(2) 每年度、大学運営に要する経費として設置者から交付される運営費交付金が、公立大学法人を設置する自治体に対して国から交付される地方交付税で充当されるものであることを十分に踏まえ、地方交付税の範囲内での運営を実現し、県民・市民の負担を最小とする経営を行う。

達成すべき数値目標等

- ・黒字化 … 運営費交付金は地方交付税算入試算額以内とし、中期目標期間内の早期に黒字化を達成し、それを維持する。
 - ・収入額：新学部完成前 H24 年間5. 5億円以上を達成
 - H25 年間6億円以上を達成
 - H26 年間6. 5億円以上を達成
 - 新学部完成後 H27～29 年間7億円以上を達成
 - ・自己財源比率：新学部が完成する平成27年度以降、50%以上を目指す。
(中四国公立大学平均43.9%)
 - ・経常的支出(※)に占める人件費の割合：65%以内を目指す。
(中四国公立大学平均63.5%)

※経常的支出とは、施設改修等による臨時の経費、政策的に県・市から委託・補助される事業や外部からの受託研究等に要する経費を除いた額

2 志願者確保に関する目標

(1) 安定的大学運営には、より多くの志願者を確保することが必須であり、大学が一丸となって取り組むべき事項である。そのため、志願者拡大の具体的な戦略を中期計画等において具体的に構築し、それに基づく受験生、保護者や高校、予備校への志願者確保に向けた取組を全学を挙げて実施する。その取組のうち、高校訪問、教員対象説明会及び高校生・保護者向け説明会については、公立化前に増して実施し、より幅広く全国区エリアから志願者を確保できる取組を行うとともに、県内高校生がより多く志願したくなるような取組を行い、県内志願者の増加を図る。

達成すべき数値目標等

- ・志願倍率 … 毎年度2倍以上を達成し、中期目標期間内に5倍（H23年度国公立大学平均値）以上への到達を目指す。
- ・入学定員充足率 … 100%達成
- ・オープンキャンパス参加者数 … 1,406人（H23）以上での推移を目指す。

(2) 入試のあり方については、やる気と能力の高い学生を確保するため常に志願状況や入学状況等を点検し、改善を行い、併せて受験生や保護者のニーズも踏まえ各学部の定員の適正なあり方を検討する。

3 自己財源の増加に関する目標

- (1) 学生納付金は、公立大学としての役割を踏まえつつ、他大学の動向、社会情勢等を勘案し、適切な額を設定する。
- (2) 活発な研究活動が十分に行えるよう、競争的外部資金の獲得などについて、明確な数値目標を掲げ、積極的な申請等を推進する。
- (3) 鳥取県及び鳥取市の運営費交付金に関する考え方を十分に踏まえ、この交付金を有効に使用した運営を行うとともに、徹底したコスト削減と自己財源の充実により自己財源比率の増加を図る。

4 経費の抑制に関する目標

- (1) 環境に配慮した大学として、経費削減とコスト意識の更なる醸成につながる省エネルギー、省資源化への具体的な取組方針を示し、実践する。
- (2) 契約の合理化・集約化や期間の複数年化など、詳細にわたる経費削減や無駄の防止を図るために業務改善を行うなど、経営上の課題の把握と対策に常に取り組む。
特に、全学年定員が充足するまでの重点事項として、従来から実施していた経費の抑制措置について継続して取り組むなど、経費削減について最大限の努力を行う。
- (3) 設置者の定員管理、制度管理による運営経費の総枠での管理を踏まえ、適正な予算執行を行う。

5 資産の運用管理の改善に関する目標

- (1) 教育・研究の質の向上を図る観点での適正な施設整備と活用に努め、適切な維持管理を図る。

- (2) 教育・研究に支障のない範囲での施設の積極的な地域開放を行う。

VI 点検・評価・情報公開に関する目標

1 チェック体制・設置者による評価に関する目標

新生公立鳥取環境大学運営協議会を通じて設置者による指導、監督を行うとともに、教育目標の達成の度合いや志願の状況、健全経営実現のための取組状況など、大学運営全般について、毎年度公立大学法人鳥取環境大学評価委員会による評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 自己点検に関する目標

学校教育法第109条第1項に基づく自己点検を行い、公表する。

また、7年ごとに受ける第三者評価を平成25年度に実施したのち、さらに、学部が完成する平成27年度以降も早期に第三者評価を実施し、学部学科改編をはじめとした大学改革の効果を検証する。

3 中間評価に関する目標

3年ごとに、大学運営についての中間評価を実施するとともに、その時点における数値目標等を適正に見直し、設置者（議会）へ報告し、公表する。

また、中間評価において明らかとなった課題、問題点を速やかに改善する具体的なアクションプランを策定し、中期目標の確実な実施を担保する。

4 情報公開と広報活動に関する目標

- (1) 環境分野における先進的な大学としての存在意義を示すとともに、公立大学としての社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性確保のため、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供を行う。とりわけ、学校教育法施行規則に定める教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教育組織及び教員数、各教員が有する学位及び業績などについての積極的な広報・公開を実施する。

達成すべき数値目標等

・公開項目の公開度 … ホームページ上で、学校教育法に定める公開項目の公開度を向上

- (2) 学生の確保、大学の知名度向上に向け広報体制を強化し、詳細な調査やデータ解析を行い、全国の高校や地域、社会に向けて、ホームページを含めた分かりやすく実効的な広報戦略を展開する。

達成すべき数値目標等

・大学の評価を高めPRにつながるマスコミへの掲載数が現状以上となることを目指す。

VII その他業務運営に関する重要事項に関する目標

1 コンプライアンス（法令遵守）に関する目標

法令を遵守することはもとより、社会の規範やルールを守り、県民の信頼を損なわないよう、公立大学法人の教職員及び学生の意識の向上を図り、コンプライアンス推進体制を構築する。

2 人権に関する目標

教職員と学生の人権意識向上のための具体的な方策を定め、人権に関する相談体制等の拡充などの積極的な取組を行う。

3 施設設備の整備活用等に関する目標

施設設備の有効活用を図るため、長期的展望に立ち、エネルギー使用の効率化やユニバーサルデザインなど、環境や利用者等への配慮と適切な財産保全の視点を踏まえた計画的、積極的な整備を行う。

達成すべき数値目標等

- ・CO₂排出削減量 … 平成17年度(1,385.4t)を基準として、中期目標期間内に5%の削減を目指す。

4 安全管理に関する目標

教育研究現場の安全確保を徹底するため、情報セキュリティ等に関する具体的な方針を整備し、それに基づいた環境・体制の整備を行う。

5 目標達成の取組

県民に支持され、受験生にとって魅力ある大学であり続ける新しい鳥取環境大学づくりを進めるため、目標を達成するための取組や中間的な目標値などを中期計画・年度計画に盛り込み、その数値目標等の達成状況について、ホームページなどで積極的に公開し、県・市と協働して、中期目標の段階的かつ着実な進歩を図る。

条例 名 等	第3次鳥取県男女共同参画計画の策定について
提 出 理 由	<p>1 提出理由 鳥取県男女共同参画計画は、平成19年3月に第2次計画を策定しており、計画期間が平成23年度で終了することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取組を推進するため、「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定するものである。 [根拠法：男女共同参画社会基本法、鳥取県男女共同参画推進条例]</p>
及 び 概 要	<p>2 策定の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年7月 知事から鳥取県男女共同参画審議会へ諮問 ～23年11月 審議会全体会を6回、2分科会を各3回開催 ・平成23年6月 市町村及び鳥取県男女共同参画をすすめるネットワークと意見交換 ・平成23年9月 パブリックコメントの実施 ・平成23年12月 審議会より知事へ第3次計画を答申 ・平成24年1月 第3次計画の執行部案作成、常任委員会勉強会（2回） ・平成24年2月 2月定例県議会へ提案 <p>3 計画案の概要</p> <p>(1) 計画の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する取組を進めてきた結果、審議会委員や自治体管理職の女性割合は増加し、全市町村で男女共同参画計画が策定されるなど成果があった。 ・一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画は低いなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要がある。 ・国の第3次男女共同参画基本計画を勘案し、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化を踏まえ、第3次計画を策定する。 <p>(2) 計画の期間</p> <p>平成24年度から28年度までの5年間</p> <p>(3) 計画の構成</p> <p>第1章 計画の策定に当たって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿 ○県、市町村、県民、事業者、団体の役割 <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間 ○計画策定に当たっての基本的な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の参画による社会全体の活性化 ・男性にとっての男女共同参画 ・男女共同参画の推進による地域活力の創造 ・男女間における暴力を許さない社会づくり ○計画の基本テーマ <ul style="list-style-type: none"> A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革 B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現 C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり <p>第3章 計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3次鳥取県男女共同参画計画の体系 ○重点目標、現状と課題、施策の基本的方向、主な取組 <p>第4章 計画の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県における推進体制の充実 ○市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携強化 ○計画の進行管理

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標	施策の基本的方向
1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2 男女共同参画の理解を広げる 広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 國際的視野を持った男女共同参画の推進
3 男性や子どもにとっての男女共同参画 ＜新設＞	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標	施策の基本的方向
5 男女が共に能力を發揮できる 職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進＜新設＞	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向
8 男女共同参画の視点に立った 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10 生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

条例名等	鳥取県基金条例の一部改正について
提出理由	1 提出理由 鳥取県環境学術研究基金の使途を拡大するため、所要の改正を行う。
理由及び概要	2 概要 (1) 鳥取県環境学術研究基金の名称を鳥取県環境学術等研究基金に改める。 (2) 鳥取県環境学術等研究基金の設置目的（環境に関する学術研究に対する助成を行い、環境の保全及び快適な環境の創造に資すること）に、地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、個性豊かな地域社会の形成に資することを加える。
及び概要	3 施行期日 平成24年4月1日

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
(設置)	(設置)																														
第2条 略	第2条 略																														
2及び3 略	2及び3 略																														
4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） <u>第68条の3</u> の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。	4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） <u>第75条の2</u> の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。																														
5 略	5 略																														
(処分)	(処分)																														
第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。	第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。																														
2 别表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。																															
附 則	附 則																														
(施行期日)	(施行期日)																														
1 略	1 略																														
(条例の廃止)	(条例の廃止)																														
2 略	2 略																														
(鳥取県税条例の一部改正)	(鳥取県税条例の一部改正)																														
3 略	3 略																														
(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)																															
4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。																															
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置目的</th><th>積立て</th><th>運用益金の整理又は処理</th><th>処分事由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>11 鳥取県</td><td>林業従事者の安全衛</td><td>一般会計歳入</td><td>(1) 一般会計歳入</td><td>当該基金の設置</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置目的</th><th>積立て</th><th>運用益金の整理又は処理</th><th>処分事由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>11 鳥取県</td><td>林業従事者の安全衛</td><td>一般会計歳入</td><td>(1) 一般会計歳入</td><td>この条例又は附</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	この条例又は附
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	この条例又は附																											

森林整備担い手育成基金	生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	歳出予算に定める額	歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当	(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	森林整備担い手育成基金	生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もつて森林整備の担い手の育成を図ること。	歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当
12 県取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当	(2) (1)	12 県取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もつて鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当

13 烏 取県 森林 整備 地域 活動 支援 基金	森林所有 者等に対し 森林の施業 の計画的か つ一体的な 実施に不可 欠な活動を 確保するた めの支援を 実施すること により、 適切な森林 整備を推進 し、もって 森林の有す る多面的な 機能を確保 すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	8年鳥取県 条例第19 号)による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。	国から交 付される交 森付金を原資 整備として森林 地域所有者等に 活動対し森林の 支援施業の計画 基金的かつ一体 的な実施に 不可欠な活 動を確保す るための支 援を実施す ることによ り、適切な 森林整備を 推進し、も って森林の 有する多面 的な機能を 確保すること。	のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て

てると
き。

略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 烏取県国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために経費の財源に充てるとき。
3 烏取県後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	後期高齢者医療の財政の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために経費の財源に充てるとき。

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 烏取県国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために経費の財源に充てるとき。
3 烏取県後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	後期高齢者医療の財政の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために経費の財源に充てるとき。

付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。			国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。
------------------------	---	--	--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

区分	新生公立大学法人鳥取環境大学運営協議会規約を施行する日について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 新生公立大学法人鳥取環境大学運営協議会規約を施行する日について定めたので、同規約の附則2により、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 規約を施行する日 平成23年12月27日</p> <p>【参考】 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（抄） 附 則 (施行期日等) 1 この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。 2 前項の規定により、関係団体の長が協議によりこの規約を施行する日を定めた場合は、 <u>関係団体の長は、その旨を直後の関係団体の議会に報告しなければならない。</u> (以下、略)</p>

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	企画部情報政策課	物品 保守	ノートパソコン	340台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	9,906,750	平成23年12月1日 ～平成24年9月30日	鳥取県企画部情報政策課 他84所属